

## 携帯電話用周波数の利用拡大に関する検討会 開催要綱（案）

## 1 背景・目的

我が国の携帯電話は、契約数が8千万契約を超え、国民生活に着実に浸透しているところであるが、今後もサービスの多様化、機能の高度化などユーザーニーズに応えるべく、携帯電話事業における競争を促進するとともに、携帯電話の利用拡大等に対応した周波数の有効な活用を図ることが求められている。

総務省では、2003年10月に公表した「周波数の再編方針」に基づき周波数の再編を進めており、携帯電話用周波数がひっ迫している状況にかんがみ、新たな携帯電話用周波数帯の確保に取り組んでいるところである。こうした取組みと並行して、携帯電話事業における競争の促進及び周波数の有効活用の観点から、新規事業者の参入を含めた携帯電話用周波数帯の利用の在り方に関して検討する必要がある。

携帯電話が社会的・経済的に大きな影響を及ぼすことを考慮すると、本件の検討に当たっては、有識者、関係者等による幅広い意見交換を行い、その結果を反映させていくことが望ましいことから、本検討会を開催することとする。

## 2 名称

本会の名称は、「携帯電話用周波数の利用拡大に関する検討会」と称する。

## 3 検討内容

## (1) 新たに携帯電話用として使用する周波数帯に関する検討

ア 1.7GHz帯、2.0GHz帯等の周波数の利用の在り方に関する検討

イ 2012年以降における700/900MHz帯周波数の利用の在り方に関する検討

## (2) 既存の携帯電話用周波数帯に関する検討

既存の携帯電話用周波数の円滑な周波数移行に関する検討等

## 4 構成及び運営

(1) 本会は、総合通信基盤局長の研究会として開催する。

(2) 本会の構成員は別紙のとおりとする。

(3) 本会には座長及び座長代理を置く。

(4) 座長は研究会構成員の互選により定めることとし、座長代理は座長が指名する。

(5) 座長は、本会を招集し、主宰する。

(6) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在の時は、座長に代わって本会を招集し、主宰する。

(7) 本会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

( 8 ) 本会会議、資料及び議事要旨は原則公開とする。ただし、本検討会の開催に際し、当事者または第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。

( 9 ) その他、本会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

#### 5 本会の開催期間

本会の開催期間は平成 1 6 年 1 0 月から平成 1 7 年 1 月を目途とする。

#### 6 庶務

本会の庶務は、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課がこれを行うものとする。

別紙

携帯電話用周波数の利用拡大に関する検討会  
構成員

(五十音順、敬称略)

荒木 純道	東京工業大学大学院理工学研究科 教授
黒川 和美	法政大学経済学部 教授
関口 和一	日本経済新聞社 編集委員兼論説委員
高田 潤一	東京工業大学大学院理工学研究科 助教授
多賀谷一照	千葉大学 学長補佐・法経学部教授
土居 範久	中央大学理工学部 教授
長田 三紀	東京都地域婦人団体連盟 事務局次長
三谷 政昭	東京電機大学工学部 教授
村上 輝康	野村総合研究所 理事長
吉田 進	京都大学大学院情報学研究科 教授